

## 都市計画法第34条第7号に係る許可運用基準

### 1 密接な関連について

本号でいう密接な関連を有するものとは、人的及び資本的な関連でなく、生産活動において関連性を有する次のものとする。

既存の工場等に自己の生産物の原料又は部品の5割以上を依存し、あるいは自己の生産物の5割以上を原料又は部品として納入する場合等、具体的な事業活動に着目し、生産、組立及び出荷等の各工程に関して既存の工場と不可分一体である関係にある場合

### 2 事業活動の効率化について

事業活動の効率化とは既存の事業の質的改善、事業の量的拡大等の効率化をいうものとする。

### 3 「密接な関連」について、将来にわたって担保等が得られること。

### 4 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設に関する例外について

市街化区域の郷原工業団地、桑畑工業団地及び苗代工業団地内において現に工業の用に供されている工場施設については、それらと密接な関連を有する事業の用に供する施設等（以下「関連施設」という。）の用地を当該工業団地内に求めることが困難であって、これらの事業活動の効率化を図るため当該工業団地周辺の市街化調整区域に関連施設を建築等することが必要かつやむを得ないものと認められる場合に限り、本号を適用しても差し支えないものとする。

（平成15年5月1日から施行）

（平成19年11月30日改正）

（平成28年12月1日改正）